



LGBT

をめぐる

法と社会

谷口 洋幸 編著

日本加除出版株式会社

第4章

LGBT と行政

具体的な施策実現過程

1 はじめに

(1) 問題提起

性的指向又は性自認にかかる諸問題は、行政においてどう位置づけられるのであろうか。また、これまでどのように位置づけられてきたのであろうか。

行政がよって立つ原理として「法の支配の原理」「法律による行政の原理」が挙げられる。この原理は、人の支配に対置される概念であり、行政のあらゆる活動は、この原理の下にある。それゆえ、行政は、法令（条例等を含む）で定まっている事柄については、個々の担当者の主観的な思いにかかわらず法令に基づき施策を進めていく。

それゆえ、行政にとって、性的指向又は性自認にかかる諸問題、いわゆるLGBT（性的マイノリティ、LGBTII、LGBTQ、LGBT'S、SOGI等様々な表記で取り扱われるが、本書では、「LGBT」との表記を用いることとする。以下同じ。）にかかる諸問題に対してどのように取り組むべきなのかについては、どの法令のどの規定を根拠に取り組むべきものなのか、その根拠法令を明確にする（制定又は解釈等）ことが重要となる。この根拠付けが明確になることで、その事柄を所掌する部署が定まり、又はその部署の所掌事務が追加され、LGBTにかかる諸問題への解決や対応の道筋が開かれていくのである（「規定付け」効果）。

本論稿では、先行する自治体によるLGBT施策の展開を辿ることで、行政がLGBTにかかる諸問題にどのように向き合い、解決又は改善をしてきたのか、その具体的道筋を提示することを目的とする。

はじめに

(2) これまでのLGBTにかかる法令等の環境整備の状況

LGBTにかかる諸問題にどのようなものがあるのかについては、例えば、「性自認および性的指向の困難解決に向けた支援マニュアルガイドライン（第2版）」（以下「LGBTガイドライン」という。）が網羅的にまとめており、教育、就労、医療、民間サービス、公共サービス等の項目の下に、現状における困難事例が挙げられている。その他新聞等で様々な不都合が挙げられている。

こうした諸問題は、固定的な男女二元論を前提とした様々な社会制度、社会的規範、ラベリング等に起因するケースが多く、当事者が社会的生きづらさ、自己肯定感の喪失、自死念慮等に追い込まれるとのエビデンスがLGBTガイドラインにも挙げられており、命にかかわる問題であるとして、行政が取り組むべき喫緊の課題となっている。

では、このような現状を行政はどのように改善していけるのだろうか。

行政と一口で言っても、国・都道府県・市区町村等のそれぞれの行政の役割があり、それぞれのレベルで、対応策が求められる。

現状は、国レベルの法律に関していえば、直接LGBTにかかる差別を禁止ないし解消し、積極的改善措置を促進するような法律は、制定されていない。一方、地方レベルの条例に関していえば、いくつかの自治体においてはLGBTにかかる差別を禁止する条例規定を設けるという形で対応しているが未だ少数自治体であるというのが現状である（なお、公法学の学問的整理の観点からすれば、要綱は厳密には法令という括りの中では入らないが、要綱によるパートナーシップ制度としての取組は全国で展開が進んでおり、かかる手法の象徴的意義は大きい）。

1 性的指向及び性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会監修・著「性自認および性的指向の困難解決に向けた支援マニュアルガイドライン（第2版）」（編集・発行：一般社団法人社会的包摂サポートセンター、2019年3月31日発行）。また、筆者も関与しているが、地方自治体向けのLGBTに関する施策集として「LGBT自治体施策集」（2019年2月）をネット上で公開しており、ここでも現状の諸問題を上げている。

2 行政が取り組む根拠

(1) LGBTの諸問題を憲法上どう位置付けるか

ア 人権の中核的な権利利益であるとの理解

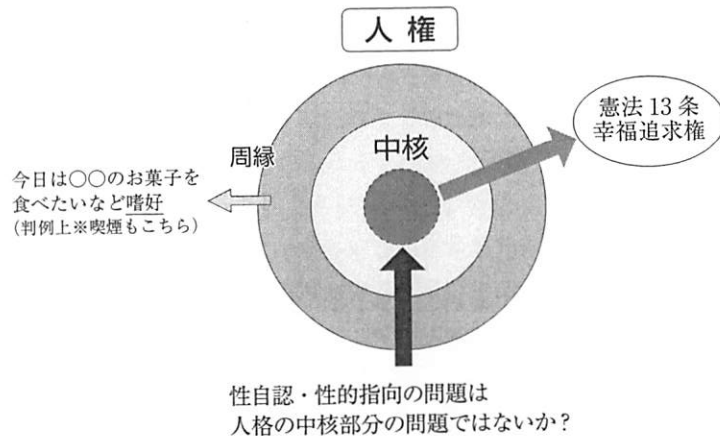
LGBT施策に行政が取り組むに当たり、そもそも法的にはどのような問題なのかを明らかにしておく。

(ア) 憲法13条の問題

この点、憲法の通説的見解の体系書の目次・索引又は憲法13条の記述及び14条の性別の記述箇所において、筆者のように、憲法13条後段の幸福追求権の一内容として、性的指向の権利利益及び性自認の権利利益を明確に位置づけているものを調べた限りでは見つけることができない。

しかし、自分が男なのか女なのか、生物学的な意味でのsexと主観的な認識の面での相違がある場合（性自認の問題）、また、異性を愛する、同性を愛する、両性を愛するというように、どのような人を愛するのか、どのようなパートナーと人生を歩んでいくのかという問題（性的指向の問題）は、自己の人格的自律権すなわち、憲法13条が保障する幸福

【図表4-1 憲法13条の人格的自律権の範疇であるとの見解図】



追求権の中核的権利利益であるといえるものである²（図表4-1）。これまで、判例上明文なくとも新しい人権として憲法上の権利として保障されてきたプライバシー権等の権利と同様、性的指向及び性自認をかたどる権利利益は、憲法13条の幸福追求権の範疇として保障されるべきものといえる。

従前、当事者からの訴えや悩みや社会的困難等のエビデンスが法学者や法制度設計者に十分に理解されずにきたことから、こうした固定的な男女二分論を前提とした制度設計がされてきたにすぎない。従前の男女二分論的思考に基づく制度は、LGBTの権利利益、すなわち人権保障の観点から改善していかねばならない。

例えば、性的指向に関し、中学生になれば異性を好きになることが当たり前であるとの教科書・参考補助書・ガイド書等の記述に基づき授業が行われている現状は、ゲイ、レズビアン、バイセクシャルの生徒たちにとっては、自分がその典型から逸脱し、普通ではないと感じ、異性を好きにならない自分は異常なのかとの内部的問いを自分に向けてしまう。本来個々人を認め、一人ひとりの生徒の能力を开花させるための学校教育が、個々人の自己肯定感を否定する教育を行っているとの現実が報告されているのである。また、性自認に関しては、体と心の性が一致しない生徒にとっては、学校でのトイレ利用が苦痛でトイレに入れない、修学旅行での団体行動が辛いとの報告がなされている。

こうした個々の生徒の生きづらさに学校現場は十分な対応ができていない。さらにテレビ等でも男女、おかま、ホモ等の言葉が公然と使われ、お笑いの対象とされている状況は続いている。典型的な男と女の概念（本来それ自体が曖昧）から外れる男らしくない男や女らしくない女と

2 憲法13条が定める幸福追求権は、個人の人格的生存に不可欠な利益を内容とする権利の総体と解される（人格的利益説）。そして人格的生存に不可欠な重要な私的事柄について、公権力から干渉されることなく自ら決定することができる権利、すなわち自己決定権（人格的自律権）は同条を根拠に認められるものである。芦部信喜『憲法学Ⅱ人権総論』（有斐閣、1994）392-393頁。

いうその場の空気に支配されるような曖昧なジェンダー感で学校現場や職場でのいじめが行われている実態が存在しているのである。筆者自身も現実に数多く見聞している。そして、これらの問題は、例えば、お茶が好きな友人とコーヒーが好きな自分というような形で相対化できる問題とは異なるし、今日はチョコレートが食べたいというような嗜好の問題と同列に論じられるものではないのである。

同性婚が認められていないという法制度の問題から、同性での公営住宅・民間住宅の入居拒否の問題、就活での差別、学校生活において性自認と異なるトイレやお風呂に入らざるを得ない問題、制服の選択が許されない問題など、ライフステージのあらゆる場面で、LGBTにかかる人権問題が続いている現状があるのである。

憲法13条の幸福追求権の問題として、行政が取り組まねばならない事柄であるとの共通認識を広めて行かねばならない。憲法学・行政法学の学問領域においても、LGBTにかかる法的諸問題を、公法学のど真ん中の領域で論じていく必要があろう。

(イ) 憲法14条の問題

また、前述したように、自己の性的指向・性自認を尊重されて安全安心に日常生活を営むことは憲法13条が保障する基本的人権であり、この重要な憲法上の権利について合理的理由なく差別的取扱いを行うことは「性別」に起因する差別であり、憲法14条に抵触すると解釈される。

そして、この差別に該当するか否かの判断基準としては、「性別」は14条後段列挙事由となっており、かかる後段の列挙事由は、歴史的に不合理な差別が行われた代表的な事項を列挙したものであると考えられており、差別的取扱いが違憲であるか否かがより厳格に判断されるべきとの見解、原則として違憲性を推定するとの見解、立証責任を行政側に転換するとの見解等が有力である。

ここで、行政としてLGBTに関して、憲法14条違反（その具体化としての地方自治法244条2項違反等）が問題となった事例として、必ず押さえておかねばならない裁判例として、東京高裁第4民事部平成6年（ネ）

1580号・平成9年9月16日判決³を挙げておく。同性愛者の団体からの青年の家の利用申込みを不承認とした教育委員会の処分が違法であるとして損害賠償を一部認容した事案である。

自治体公務員にとっての職務遂行上の指針となる判決文として一部抜粋しておく。「平成2年当時は、一般国民も行政当局も、同性愛ないし同性愛者については無関心であって、正確な知識もなかったものと考えられる。しかし、一般国民はともかくとして、都教育委員会を含む行政当局としては、その職務を行うについて、少数者である同性愛者をも視野に入れた、肌理の細かな配慮が必要であり、同性愛者の権利、利益を十分に擁護することが要請されているものというべきであって、無関心であったり知識がないということは公権力の行使に当たる者として許されないことである。このことは、現在ではもちろん、平成2年当時においても同様である。」

行政が向き合うべきは、憲法その他各種法律・条例等の明文規定であるが、その解釈が一義的に確定しているものばかりではない。むしろ時代によって知見を先取りして、より国民・住民の権利利益を実現する方向でアンテナを立てて対応していくことが求められよう（新しい人権を包摂する規定としての憲法13条（幸福追求権）、住民の福祉増進を規定する地方自治法1条の2の規定等参照）。

この裁判の射程としては、性的指向に限らず、性自認を含めたLGBTにかかる差別事案に広く及ぶと考えるべきである。従前の「性別」の解釈として、固定的な男女二分論を墨守した解釈をするのではなく、性別（別）がグラデーションであること、性のスペクトラム的理解をしていくことは、「現在ではもちろん」「行政当局としては……知識がないということは……許されない」事柄であると理解すべきである。

この観点から憲法14条の解釈を再構築して、LGBT施策推進に結び付けなくてはなるまい。

3 判例タイムズ986号206頁。判例地方自治175号64頁。

(ウ) 憲法 24 条の問題

現行民法上同性婚が認められていない現状については、憲法 24 条 1 項が「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し」と規定していることから、この条文の法解釈が論点となっている。この点、両性とは、「男性」と「女性」を表しており、男性と女性の婚姻のみを認めていると解釈する見解が多数説である。これに対して、本条の制定経緯を重視し、その制定経緯は、家父長制度を否定し両当事者の合意のみで婚姻できるというところに意味があるのだという見解に立てば、少なくとも憲法 24 条 1 項は同性婚を禁止していないという結論になり、同性婚を認めるか否かは立法論又は法解釈論になるのである。性はグラデーションであるとの理解も肯定説の論拠となろう。

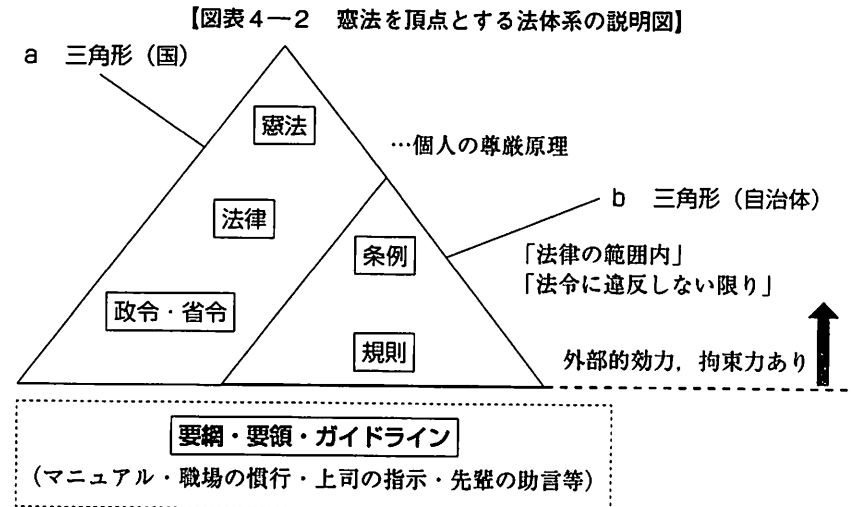
イ 施策実現の主体としての公務員

LGBT の諸問題について、憲法を頂点とする法令上の位置づけを明確にした上で、実際に、LGBT の諸問題を解決していく施策実現主体としての公務員の義務についても確認しておく必要がある。

すなわち、公務員には、憲法 99 条で憲法尊重擁護義務が課せられている。そして、その旨の宣誓を行う（国家公務員法 97 条、地方公務員法 31 条）とともに、法令に従う義務が課せられているのである（国家公務員法 98 条、地方公務員法 32 条）。LGBT にかかる諸問題を後述する法的思考に則り解決していく義務が、個々の公務員一人ひとりにも課されているのである。

(2) LGBT の諸問題を解決していくための法的思考（リーガルマインド・体系的思考）

では、上記のように、憲法上の人格的自律にかかる諸問題が起きているという現状のなかで、どのようにして、行政の制度設計及び運営改善をしていけばよいのであろうか。法体系の理解すなわち、次のような三角形構造・体系図（図表 4-2）を基に考えていくことが重要である。



鈴木秀洋「自治体職員のための行政救済実務ハンドブック」（第一法規、2017）55 頁参照

ア 上位法への遡り思考

施策展開をするためには、上記の体系図を意識することが重要である。上位法への遡り思考の癖がない職員は、目の前に仕事上の要綱・要領やマニュアル等がない場合に、住民等の要望を窓口でシャットアウトしてしまう危険がある。要綱・要領・マニュアル等に規定がないことは、やらないとの理屈にはならず、上記図でいえば、より上位法に遡り、当該目の前で質問や要望を申し出ている住民の権利利益はどういうものなのか、憲法上の権利が関わる事柄ではないのか、その視点から考察することが大切なのである。LGBT にかかる諸問題について、目の前の人の権利利益を守るために、憲法上の権利利益が関係してくる事柄で、その解決のためには、法律や条例が有効であると考えられるのであれば、法律の制定や条例制定を考えることになる。

こうした観点から、いくつかの法律の例を挙げておく。

例えば、①日本に居住している外国出身者やその子孫に対する差別意識を助長・誘発し、地域社会から排除することを扇動するような言動の解消

4 長谷部恭男「憲法（第7版）」（新世社、2018）

に取り組むことを目的として「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（いわゆるヘイトスピーチ解消法）が制定されている（平成28年法律第68号。2016年5月成立・6月施行）。②また、国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が制定（平成25年法律第65号。2013年6月成立・2016年4月1日施行）されている⁵。さらに、③現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落問題の解消に向けた取組を推進し、その解消のための施策として、国及び地方公共団体の相談体制の充実や教育啓発の推進に努めることを目的として、部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号・2016年12月16日成立・施行）が制定されている⁶。

こうした他の法分野と比較すると、前述したように、LGBTに関しては、現在総合的包括的な差別禁止ないし差別解消法の法律はない。個別具体の法律での対応しかなく、総合的な対策がなされていない。それゆえ、総合的かつ包括的な対応が望まれているのである。

なお、付言しておくとならば、法案制定の方向性として、現在大きく二つの考え方の対立が生じている。一つは、LGBTにかかる諸問題に関しては、理解増進という柱を先行させるべきとの考えであり、もう一方は、差別禁止・解消を柱とすべきであるとの考えの対立軸が政治運動と関連して存在している。この点、筆者は、二つの考え方の骨子・両法案に関して、比較検討を行っており、詳細は拙稿「性的少数者に関する二法案の比較考察 - 立法

法務・法制執務の視点から」⁷に譲るが、理解増進と差別解消とで対立する問題ではなく、差別解消という土台の上に理解増進施策を載せた二層構造の法案作りが求められると考えている。そして、具体的制度設計のない法案ではなく、理解増進の柱を立てるにしても、具体的計画や審議会の設定、相談・研修制度等の具体化を盛り込むことが必要であるとする。また、例示で挙げた上記差別解消にかかる三つの法律の実効性・効果測定の下、より効果の高い法制定を早急に行うべきと考える（具体的提言も行っている）。

イ 法務力発揮の3段階思考

LGBTの諸問題に関して権利侵害の申し出がある場合等国民・住民の権利利益の保障が十分でない状況が様々報告されている中で（違法だけでなく不当という領域への対応も含む⁸）、それを改善するためには、行政側として三つの法務対応により権利利益を保障することが考えられる。その法的手法としては、①立法法務、②解釈法務、③訴訟政策法務の三つが挙げられる。

例えば、同性婚の制度が保障されていないことによる不都合が訴えられている事案、心と体の不一致により学校等の共同トイレの利用が難しいという事案、制服のスカート着用を強制されている事案など、ライフステージのそれぞれの場面で、LGBTが生きづらさを感じる場面は多々生じている。個別具体の対応により例えば窓口対応の改善で済む場合もあれば、個別対応では済まずに制度改正が必要なものも多々ある。それらをどのような法的位置づけの下、どのような手法で権利実現し、不都合な現状を改善・解消していくのか、その実現手法を行政側としては探る必要がある。

まずは、一つ目として立法法務についてである。現状の様々なLGBT

5 内閣府 HP 障害を理由とする差別の解消の推進 <https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

6 法務省 HP 「同和問題（部落差別）に関する正しい理解を深めましょう」 http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00127.html

7 鈴木秀洋「性的少数者に関する二法案の比較考察(1)(2)-立法法務・法制執務の視点から」『自治研究』93巻7号（2017年7月）83-98頁及び93巻8号（同8月）76-92頁。

8 行政不服審査法の射程及び住民監査請求の射程は、ともに、違法のみでなく、不当も審査対象となっている。鈴木秀洋「「不当」要件と行政の自己統制-住民監査請求制度と行政不服審査制度」『自治研究』83巻10号（2007年10月）104-122頁。

にかかる差別事案に対して、例えば担任の教員個人に対してLGBTに関する個々の対応（当事者に特別のトイレ対応をするなど）を求めるというだけでは解決しないのであって、包括的かつ総合的なLGBT差別禁止・差別解消・理解増進法を策定する等の手法により、抜本的かつ全体的な解決を目指すことが望まれる。また、現在訴えが提起されているが、行政側が同性婚を具体的に認めるための民法改正・戸籍法改正を提案し、同性婚を法制度として認めるという手法が考えられる。自治体レベルでは同性パートナー制度を条例等によって実現していくという手法が既に先例として存在する。

二つ目として解釈法務についてである。立法法務の手法とも関連するが、法制度を創設せずとも、現行の憲法ないし法律等の法解釈を行う（変更する）ことで、LGBTにかかる諸問題を解決する手法である。前述した上位法への遡り思考により、例えば、現行法の下でも同性パートナー同士の公営住宅の入居を可能とする法解釈を行うこと、性転換後のホルモン調整が必要となる通院を特別休暇制度として認める法解釈を行うことなど、かかる法解釈を明示してガイドライン等を整備・周知していくことが有用である。同性婚の例であれば、憲法14条及び24条は少なくとも同性婚を禁止しておらず許容しているので憲法改正は不要であるとの法解釈論に立つことになる。

三つ目として訴訟政策法務についてである。⁹LGBTにかかる諸問題はこれまで多く裁判事例が積み上げられている。裁判制度は弁論主義に則り、被告が原告主張事実に関し、かつ、主要事実を絞った法解釈に基づく攻撃・防御を行うこと自体は、裁判手続としては通常のことである。しかし、国・自治体が主権者である国民・住民と向き合う訴訟と、私人同士の訴訟とでは、同じ被告の立場でも求められる訴訟活動（行政の基本原則としての説明責任、透明性の原理、公正の原理等は訴訟活動にも適用されるべきである。）

は異なるはずである。行政は、国民・住民側と徹底的に争うことに腐心することなく、訴訟過程において明らかとされた不備・課題については、判決の内容如何、判決前であるか否かにかかわらず、積極的に改善を行っていくことが求められる。このように考えることで裁判は新たな政策や改善策の宝庫となり、イノベーション的な改善の道標になるのである。

上記と関連して、2019年2月14日に13組の同性カップルが国を被告として、全国4地裁に提訴した民事裁判（第1回口頭弁論は同4月15日）は、同性婚を認めない民法や戸籍法の規定は憲法に反するなど主張しているが、この裁判も上記三つの観点から考察できるものである。国側は、①民法や戸籍法を改正するという立法法務、②憲法は同性婚を許容しているという法解釈（少なくとも憲法14条・24条は禁止説ではなく許容説の見解）のもとで、民法・戸籍法の運用を改めるという解釈法務、③当該訴訟を契機に法的主張を行う過程で民法・戸籍法の運用を改善していく（立法へ結び付ける）という訴訟政策法務（PDCAの改善サイクル）手法を選択する、裁判の結果いかんにかかわらず、現に同性婚を認められずに当事者が受けている精神的・経済的不利益に思いを馳せるのであれば、それを解消・改善するための施策展開を積極的に行っていくことは行政にとってはあるべき姿である。この施策展開が他の人権侵害を生ずる等の弊害があるような場合であれば、その調整が必要となるが、この論点についてはそのような弊害は考えがたい。

ウ 各種行政計画の中での実現

上記の憲法への遡り思考と関連するが、自治体行政が政策・施策を実現していく典型的手法として、行政計画が挙げられる。前述した【図表4-2 憲法を頂点とする法体系の説明図】の法体系を前提にしつつ、各種政策・施策実現のための行政計画体系を定める。典型的には自治体の目指すべき方向性・理想を掲げる最高位に位置づけられる、①基本構想をまず定める。次にその基本構想に則った、②基本計画・③実施計画を定めて自治体行政の方向性、進むべき進路・ロードマップを定めるのである。そして、上記①～③と一体のものとして、④各種個別計画（子ども子育て計画、

⁹ 鈴木秀洋「自治体職員のための行政救済実務ハンドブック」（第一法規、2017）3頁、69頁。

女性推進計画等)等の四つの形式に落とし込んでいくのである。

こうした、行政計画に書き込みを行うことで、具体的な施策が具体化していくのである。

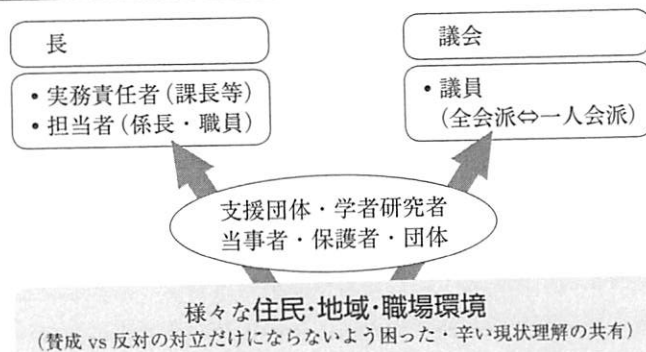
その意味で、各種行政計画にLGBTにかかる諸施策を書き込んでおくことが重要である。

エ 住民側から行政に施策実現をアプローチする手法・視点

行政としては、長の意欲・理解度、担当者及び担当チームの意欲・理解度、施策推進のための支援団体・学識者との付き合い方、議会との関係等により、施策展開の道筋は異なって来よう。詳細は、本論稿の主旨からされるので、本論稿では注書にイメージ図¹⁰を掲載することのみとする。

3 自治体の施策実現の過程・手法—文京区がLGBT差別禁止条項を定めるまで

これまで論じてきた、法的思考・行政としての必要な知見等を前提に、実際の自治体におけるLGBTにかかる施策展開を検証することにする。



10 行政がどのようなシステムで動くのかについてイメージ図を作成してみた。住民側から行政に対して施策実現を訴えていくためには上記のような図をイメージしておくことよい。地方自治体は二元制をとっているため、首長部局への働きかけと議会への働きかけとがある。首長部局への働きかけを行う場合にも首長に直接訴えた方がよいのか、担当課長に働きかけた方がよいのか案件によって一様ではない。また、支援団体、学者研究者等がエビデンスを示していくことで、執行機関や議会が動きやすくなるということもある。

文京区は、平成25年9月27日公布・同11月1日施行の文京区男女平等参画推進条例を制定し、この条文第7条1項の禁止事項として性的指向・性自認に起因する差別的取扱いを禁止する条項を定めた。

同7条では次のように規定している。

「何人も、配偶者からの暴力等、セクシュアル・ハラスメント、性別に起因する差別的な取扱い（性的指向又は性的自認に起因する差別的な取扱いを含む。）その他の性別に起因する人権侵害を行ってはならない」。

この条例制定までの歩みを検証することは、他自治体におけるLGBT施策展開に資することになると考えるので、以下詳述することとする。

まず、この条例を提案するまでには、大きく三つの壁が存在した。①性的指向・性自認の差別を禁止する条例に関して他に先例がないという壁、②条例制定が必要であるという住民の声の高まりがなく、条例制定を求める住民意識が必要を感じないという意識を上回るのは、平成21年になってからという住民意識・意識調査の壁、③議会多数派が条例制定に必ずしも積極的であるとは思われない場合の議会の壁、これらが存在していた。

そこで、条例制定のための戦略・実践を以下のように練ることになる。

(1) 自治体行政として取り組むべき課題か否かの検証（庁内及び住民の理解増進）

ア 憲法上の人権規定に係る問題との理解（法的・論理的問題としての理解増進）

LGBTに係る権利利益が十分守られていない地域の状況は、憲法上の人権規定を遵守すべき行政及び議会の立場からして、最重要課題であり、法の支配、法律による行政の原理からして当然取り組むべき事柄であるとの説明を行った。

イ 政党対立の解消（住民・家族誰もが関係するテーマであるとの身近な問題としての理解増進）

それゆえ、政党ごとのイデオロギー対立に巻き込まれないよう、保守も革新も関係ない人の命に関わる問題であることを強調し、庁内及び庁外への取組への理解を求め、啓発を行った。

ウ 教育、医療等（自分事・当事者としての理解増進）

施策への取組に関しては、人権というだけでは自らの所管の所掌と考えられずに動かない他部署等との関係で、教育、医療・健康、経済（地域経済）にも密接不可分に関連する問題であるとの発信を併せて行うことで取り組むべきと考える関係部署を増やし、また人権問題であるというだけでは動かない（嫌悪を示す人もいる）住民等にも理解し、共感してもらうための機会を増やす努力をした。

(2) 条例制定のためのエビデンス考察・収集

ア 憲法の法体系との整合性

憲法上の根拠条文を明確にした。すなわち、個人の幸福追求権（憲法13条）の問題であり、かつ、平等権（憲法14条）の「性別」に起因する差別の問題であるとの解釈を行う。

憲法13条に関しては、憲法13条後段は、個々人の幸福追求権を保障する規定であり、個々人の性の多様性を尊重する根拠規定と考えられること、少なくとも、性の多様性を尊重する法律・条例等の制定を許容するものと解釈ができるのであり、それらを禁止する根拠とはなり得ないと考えられること。また、上記理解の下で、LGBTにかかる諸問題が、憲法14条に規定する「性別」の問題であるとする、1項後段の「疑わしい範疇」の問題であると考えられ、差別には厳格な基準で司法審査がされる事柄であるとの理解ができるとの解釈ができよう。

この点、現行法は明確な男女二分論を前提としており、LGBTにかかる差別禁止等の法律制定がされていない段階で、条例でLGBTにかかる差別禁止を規定する条例を制定することは、条例制定権の範囲を超えているのではないかと（「法律の範囲内」との制約）との反論が考えられる。

この反論に対しては、確かに従前の固定的な男女二分論を前提とした法制度は多いものの、トランスジェンダーの存在を前提とした「性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律」（2003年）が既に制定されており（ただし現在この法律自体の人権侵害性が問題となっている。）、このこと自体が固定的な男女二分論を否定する証左といえるとの再反論がなし得よう。

イ 国際的な流れ

日本国政府は、国連総会66か国共同声明原案共同提出国であること（2008年12月18日¹¹）、国連人権理事会85か国共同声明賛同国となっていること（2011年3月22日）、国連人権理事会SOGI人権決議賛成投票国（2011年、2014年¹²）という形で、国際社会でSOGIにかかる権利保護の立場を鮮明にしてきたこと。こうした、国際的潮流の下で、自治体ジェンダー施策を進めるのであれば、LGBTにかかる権利利益を保障することを、自治体レベルでも条例に書き込むことは、今の時代の男女平等条例の「標準装備」であると考えらるべきである。

ウ 現実のいじめ・虐待の事実

条例制定の立法事実として筆者がもっとも重視し、強調したエビデンスが、現実のいじめや虐待事実である。これまでも当事者の声は書籍や様々な啓発のパンフレット等で学校でも配布されているし、前述のLGBT法連合会が「性的指向および性自認を理由とするわたしたちが社会で直面する困難のリスト」¹⁴に様々な声が集められているところであるが、こうした事実が条例制定が必要であることの最大の根拠である。

なお、こうしたエビデンスを根拠とする場合、当該地域では未だこうしたいじめや虐待の報告がなされていないのではないかと問題提起がなされるところである。しかし、筆者は児童虐待対応・DV対応の管理職を

11 日本を含む60余国が国連総会に人権保護促進を求める声明を共同提出している。

12 この決議は、正確には条例制定後であるが、条例維持の根拠付けの強化として説明に加えている。

13 2013年7月26日に国連はSOGI・LGBTへの嫌悪による暴力と差別を防ぐため地球規模のキャンペーンFree & Equalを開始しており、国連広報センターのHPには様々な基礎知識習得・啓発の雨のビデオ配信がなされている。2014年4月24日には「国連のLGBT」と題する国連事務総長のメッセージでも、LGBT平等のための取組を訴え、LGBTに対する暴力と差別を終わらせ自由と平等な世界を築くためのメッセージを発信している。文京区でもこうしたメッセージを職員研修で使用して職員啓発を行ってきた。ちなみに、文京区はUN womenの日本事務所が設置されており、その親善大使であるエマ・ワトソンがHe For Sheキャンペーンとしての世界に向けて行ったメッセージ（2014年9月24日）の中でも、男性と女性を連続体（スペクトラム）として考えることで私達は自由になれる旨の演説がなされている。

14 LGBT法連合会HP <http://lgbtetc.jp/news/1348/>。2019年現在第3版と更新されている。

務めてきており、自らの経験としてもこうした事実（エビデンス）を現実に把握し対応してきているのである。当該地域で、現実に児童虐待・DV等の原因になっているという実態があり、このエビデンスを基に、いじめ等で自殺等に追い込まれる事態を解消するために早急な現実対応の必要性があるとの訴えを行ってきた¹⁵。加えていうのであれば、仮に筆者と同じ立場に立ち得ない者が条例制定の必要性を主張する場合であっても、同様のいじめ、虐待等の事実がないことを当該地域で立証することの方が現実に不可能である。どうして自分の地域では、LGBT当事者はいないとの発言やLGBT差別はないと言いきる人がいるのか理解しがたい。アンテナを立てれば必ずその声は上げられているのである。

(3) 文京区条例の考え方・哲学・内容の主な特徴

LGBTに関して特に強調しておくべき根本的な考え方・哲学について三点論じる。

ア あえてLGBTの定義をしない

この点、LGBT概念は、歴史的には分断ではなく連帯を意味する概念であったとの主張がされる。しかし、典型的で属人的な報道や枠付けがなされているのが現実である。こうした現状からするのであれば、LGBT概念を定義付けすることで、LGBT概念に入りきらない、例えばXジェンダー、クエスチョン、インターセックスという類型の人達を排除することにもなるおそれ、あらたな分断を生じる危険を当時危惧した（LGBTsとの概念で包括できるかの議論も行った）。

それゆえ、定義付けを行わずに、「何人も……性別に起因する差別的な取扱い（性的指向又は性的自認に起因する差別的な取扱いを含む。）その他の性別に起因する人権侵害を行ってはならない」との文言で、差別を禁止すると

¹⁵ 実際筆者が児童虐待対応を所管する子ども家庭支援センターの所長を務め、毎週の児童虐待受理案件を分析してみると、いかに根深い男女二分論・固定的役割分担意識を原因とする虐待やDV相談が多いことか実感してきた。そして、それは支援側の相談員、教師、職員にもこうした固定的な役割分担意識をもって相談者・児童・生徒に向き合っている者が多いのである。

の条項を設けることとしたのである。そして、この条文解説においては、国連でも使われていたSOGI (social orientation と gender identity) 概念すなわち性的指向・性自認の用語を用いることとし、禁止規定に位置づけることで、定義付けはあえて行わなかったのである。誰もが有するSOGI概念、誰もが当事者（差別の加害者・被害者）となり得るという意味で禁止規定を設けたのである。

イ 苦情処理手続を設ける

また、この条項は、文京区の男女平等条例が、ジェンダー概念が固定的な男女二分論に立っていないことを鮮明にし、かつ、前提にしている。すなわち、上記禁止規定の中に括弧書きで含めているのはその趣旨である。この点、創設規定か確認規定かが争点となり得るが、そもそも、「性」の多様性を憲法13条が保障している（許容している）との見解をとり、憲法14条の「性別」が固定的な男女二分論ではなく性のグラデーションを認めていることからすれば、ジェンダーに基づく差別禁止の文脈でLGBTを語ることは論理一貫しており、注意的に規定すればよいことになる。

そして、文京区の男女平等条例は、苦情処理手続制度を設けており、当然LGBTにかかる差別事案に関してはこの苦情処理手続規定が適用されることになるのである。こうした法体系にしているのである。

ウ 拠点設ける

条例においては、条例施策展開のための拠点として男女平等センターの設置を位置づけた。LGBT施策展開のための拠点が法的に位置づけられた意義は大きい。男女平等センターにおいては、研修講座等による啓発、相談事業等が展開されている。ジェンダー施策と一体のものとしての施策展開を想定しているのである。

エ 理念条例ではないことに関して

条例に関してしばしばその条例が理念条例か否かという議論がされる。そして、罰則がないと理念条例であり、実効性がないのではないかとの議論がなされることがある。

しかし、行政法的にいえば、理念条例という法的に明確な概念はないの

である。筆者としてはかかる類型化に意味を見出さない。仮にその類型を定めるのであれば、条例目的を具体化する内容・制度が定められていないものという定義付けはできよう。例えば、いわゆる乾杯条例等自治体の宣言的又はシンボリックな意味合いのものはあり、こうした類型の条例はその宣言のみであれば、そう定義付けることはできよう。しかし、文京区男女平等参画推進条例を例にとるのであれば、具体的計画策定の規定、審議会設置の規定、上記の苦情処理制度の規定等の具体的制度設計の項目を内容として定めてあり、理念条例という類型で括することは不適當である。

また、理念条例に関して付言するのであれば、理念条例か否かは、実は条例制定後の担当者がその条例目的を実現する具体的施策展開をしていくか否かによって形作られる不文明な概念ともいえるのである。具体的施策展開の根拠となる条例はもはや単なる理念条例とはいわないであろう。理念条例との説明は、行政が具体的施策展開を求められた場合の不作為の抗弁として消極的に使われている概念にすぎないのである。

(4) 当時のマスコミ報道・新聞等の取り上げ方

例えば、まず平成25年10月27日付け東京新聞は、「性的少数者配慮 自治体も動く」との見出しで、一面で大きく取り上げた。東京都文京区と多摩市の取組を取り上げ、「都内の自治体で初めて、性的指向と性的自認による差別禁止を盛り込んだ条例を可決。多様な性的指向及び性自認を認める社会への一步を踏み出した。この取組に対し、内閣府や総務省の担当者が『同様の条例は把握していない』」とのコメントを掲載している。

また、同12月30日付け日本経済新聞では、「家族のかたち」という特集を組む中で、「11月施行の東京都文京区の男女平等参画推進条例は性的指向などに起因する差別的な取扱いの禁止も規定。『多様性も認めるべきだ』(担当者)として異例の明文化に踏み切った。」との記事が掲載された。

16 地場産業の振興や日本文化への理解促進を目的とする乾杯条例について、国税庁ホームページ「地域のお酒で乾杯！条例制定都市等一覧（大阪国税局管内）」参照 <https://www.nta.go.jp/about/organization/osaka/sake/kanpai/index.htm>

このように、初めて及び異例という取扱いであった。この点LGBTの諸問題に取り組む自治体は2019年現在においては相当数に及ぶが、法体系的に上位の条例で差別を禁止する規定を設けて、その根拠付けの下、施策展開していく自治体は未だ少数である（自治体の性的指向・性自認に関する規定の比較については別稿参照¹⁷）。

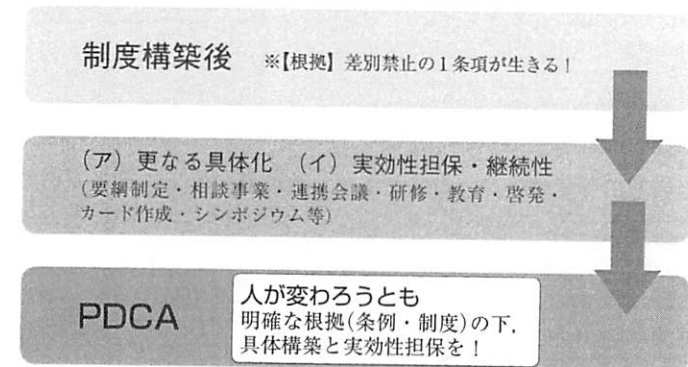
なお、条例制定当時、新聞を読んだ幹部職員の中には、「文京区職員の中で実際にLGBT当事者はいるのか」「私は職員からカミングアウト受けたことがない」などという問題意識のずれた質問を筆者にしてきた者が複数おり、LGBTにかかる諸問題への対応には、まずは職員の研修が重要であることが改めて浮き彫りにされた。

4 自治体の施策実現の過程・手法—文京区の条例制定後の取組

文京区の条例制定後の取組についてまとめてみた。条例制定は出発点にすぎない。条例制定後、単なる理念条例としないように、条例内容を具体的施策に落とし込んで具体化し、実効性を担保し、LGBT施策の継続性を確保していくことが重要となる。

文京区では、下記図表4-3の(ア)更なる具体化、(イ)実効性担保・継続性の

【図表4-3 条例制定後の取組のポイント図】



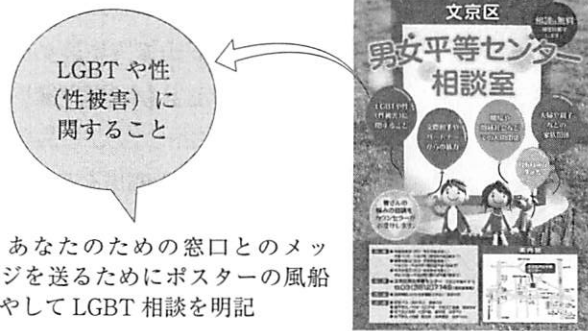
二点にこだわり、以下のような施策展開を行っていった。

(1) 相談窓口の設置及び周知の徹底

これまででもLGBTにかかる相談を受け付けてはいたがLGBT相談を明記してはなかった。その意味で、条例制定後は、LGBT相談を行っている旨を明記し(図表4-4)、悩んでいる当事者にメッセージを送ることとしたのである。

ただし、このLGBT相談を積極的に周知し行っていくということは、相談員の資質がより問われることになる。そこで、相談員のLGBTにかかる相談実績を踏まえ、知識・知見の確認と研修等随時行っていくことを相談窓口を明記する前提となる事柄として重視した。そのためLGBT相談の開始時期は条例制定よりも半年遅らせて開設した。

【図表4-4 相談窓口の設置及び周知図】



【特徴】あなたのための窓口とのメッセージを送るためにポスターの風船を増やしてLGBT相談を明記

(2) 職員向け研修・啓発

ア LGBT職員啓発カードの作成

職員の窓口等での心無い対応や福祉・教職員の対応に数多くの問題が浮

17 自治体の性的指向・性自認に関する規定の比較及び分析・評価について鈴木秀洋「公務員として職務上通常尽くすべき注意義務としてのSOGI考察」『LGBT差別禁止の法制度って何だろう』(LGBT法連合会編, 2016) 128-130頁参照。

げられる。その問題点はLGBTガイドラインでも挙げられている。そこで職員が最低限の知識を有し、個別対応ができる又は相談場所に繋ぐことができるように啓発カード(図表4-5)を策定した。庁内で説明会を開き、解説を行った上で職員全員に配付を行ったものである(職員名札に入れて携帯使用することを想定)。特徴としては、外部の相談機関の電話番号等も記載しており、職員が窓口で相談された場合に、その場でそのカードを住民(相談者)に示して、より詳細な相談ができる機関を紹介することができるように工夫をしている。「LGBTってなんだろう?」「LGBTの人たちは生活のなかでどんなことに困っているのか」「対策」などをまとめている。

イ レインボーバッジの作成

上記カードとともに、研修を受けた職員には、レインボーバッジ(図表4-5)を手交し、LGBT当事者への支援者である旨のメッセージを職員が積極的に発信する施策展開を行った(LGBTフレンドリーの証明又はアライの表明)。

【図表4-5 職員啓発カードの一部図及びレインボーバッジの写真】



18 文京区に続き国立市でも同様の取組を始めており(朝日新聞2016年4月12日地方版)、他自治体にも広がっている。

19 文京区男女平等推進委員会設置要綱(26文男第499号平成27年3月31日区長決定)

ウ 職員・教職員研修（新任・係長・教員（生活指導主任等）対象）

まず、新任職員及び係長昇任前職員全員が必ず受講する悉皆研修として、文京区男女平等参画推進条例の解説を行う。その中でLGBTにかかる理解を徹底する教育を行ってきた。次に、子どもが直接接する教職員向けにも、例えば幼・小・中の校長・園長会等を通じ、上記LGBT啓発カード配付時に説明を行うほか、全小学校・中学校の生活指導主任の教職員向け、全幼・小・中の主幹教諭クラス対象の人権研修を行ってきた。

(3) 庁内（職員啓発）推進体制の取組・職場の推進委員と推進リーダー（要綱制定）

下記図表4-6は、条例に規定したLGBTにかかる差別の禁止を具体化していくために、要綱を設置し、各職場に推進委員を指名設置し、その推進委員に研修を行った場面をパワーポイントにまとめたものである。

【図表4-6 庁内推進体制の取組例】

庁内（職員啓発）推進体制の取組・職場の推進委員と推進リーダー（要綱制定）


第4条 推進委員の役割は、次のとおりとする。Ⓜ

(1) 条例第4条に規定する区の責務について所属課職員に周知を図ること。Ⓜ

(2) 条例第7条に規定する禁止事項等について理解し、所属課職員に対して遵守徹底を行うこと。Ⓜ

第6条 男女協働・子ども家庭支援センター担当課は、推進委員に対して、必要な情報の提供、研修の実施等の支援を行うものとする。Ⓜ

2 前項の支援を確実に担保するために、男女協働子ども家庭支援センター内に男女平等推進リーダーを設置する。Ⓜ



【庁内説明会】①「セクシュアル・マイノリティ理解のために～子どもたちの学校生活とところを守る～」ビデオ視聴、②国連広報センターのビデオ視聴、③2015年3月GID学会のプロモーションビデオ視聴+要綱とカードの説明



推進委員研修（平成27年5月26日実施）

条例を制定し、各種施策を展開したとしても、その施策展開の主体となる自治体公務員がLGBTにかかる差別状況を理解し、改善を行うこと、個別具体的な対応の仕方等を学んでいかなければ、たとえ差別的な意図がなかったとしても、LGBTにかかる二次的な差別被害を生んでしまう状況は、多々報告されているのである。ベクトルを内なる職員に向けて、LGBTにかかる差別を許さない庁内体制を網の目のように作っていくための施策展開といえる。

(4) 直接当事者に届ける出前授業・講座

LGBTにかかるいじめを受けたり、生きづらさを抱えて学校生活を送っている小・中学生に直接メッセージを送る機会を設けることが重要である。この観点から、小・中学校での出前授業・講座を始めた（ジャーナリストや弁護士等による講演授業）。これは、条例に規定した基本施策を具体化していくための一つの柱である。

この点、学校側からは、①カリキュラムが既に一杯であり新たな授業枠を用意することは難しいとの話、②予算の話、③「寝た子を起こすことになりはしないか」等の心配の声が挙げられた。

これらに対しては、①授業枠については、人権教育の時間枠、国際理解教育の時間枠、道徳の時間枠等学校によって工夫をできる部分があること。②また予算の点では、文京区では首長部局（男女協働担当部署）の予算で行ったこと。③最後の「寝た子を起こすことになりはしないか」等の心配論については、教員側からよく言われることがあるが、実際は理解のない一部教職員の杞憂にすぎないこと、実際にこの授業・講座をやった後の児童・生徒の感想がそのことを証明しており、「知らなかった」「差別を解消していこう」との断定的意見が挙げられるとともに保護者等からのクレームは一件もなかった。

(5) 住民向け啓発：カラーリボンフェスタ・シンポジウム

LGBTにかかる差別を解消していくためには、地域住民の理解が不可欠である。行政が行うリボン啓発運動には様々なものがある。例えば、パープルリボン（DV防止）、オレンジリボン（児童虐待防止）、ピンクリボン（乳がん予

防)というように、特定の週・月間を設けて、それぞれのリボンをつけて啓発イベントを行うことが多い。しかし、こうした個別の啓発だけではなく、カラーリボンフェスタ(図表4-7)という形で、様々なリボン運動を集めて、クイズ等も行いながら、包括的な啓発を行った。この効果は、特定のテーマに限られないため、住民が参加しやすいとのメリットがある。さらに、それぞれの啓発を担う団体や支援団体同士の横のつながりが生まれたというメリットを生んで行ったのである。

また、当事者や支援団体が行うLGBTにかかるシンポジウムに対して、積極的に後援や共催を行うこととしてきた。これは、行政がこうした民間の活動のハブになり、様々なネットワークの中継役を引き受けることで、地域における理解の輪が格段と広がっていくことになるからである²⁰。

【図表4-7 カラーリボンフェスタ】



(6) 様々な会議・研修の場で

行政には様々な関係機関会議のネットワークがある。そしてこれら関係機

20 例えば2015年1月24日「セクシュアルマイノリティ支援第3回全国会議」後援。2015年4月30日「性の多様性」を活かした地域づくり」国際シンポジウム共催。支援団体からは行政のこうした後押し支援の効果は大きいと聞く。

関会議においてLGBTにかかる問題状況を報告し、問題を共有することで、理解が深まり、ステイクホルダーが拡大していく。

ア 男女平等参画推進会議(条例14条・15条)における問題提起

具体的には、学識経験者(教授・弁護士)、団体推薦委員(町会連合会、商工会議所、労働組合協議会、小学校PTA、中学校PTA。)、公募区民委員等を構成メンバーとする条例上の附属機関である男女平等参画推進会議において、審議テーマとした。具体的には、①文京区のSOGI対応についての現状報告、②SOGI支援団体からの基礎知識の習得と展望(講師原ミナ汰氏)、③その他、次期文京区男女平等参画推進計画にSOGI支援の具体的項目(平成27年3月19日)を入れることとし、LGBTに関する知識・知見をそれぞれの所属団体や各分野に持ち帰ってもらうこととした。

なお、この審議会は、条例上の審議会であり、LGBT苦情申立て制度を担う法的位置づけにもしている。

イ その他様々な会議の場において

例えば、要保護児童対策地域協議会、育児支援ヘルパー派遣決定会議、主任児童委員連絡会、ひきこもり等自立支援事業関係機関連絡会、乳幼児

【図表4-8 要保護児童対策地域協議会の連携図(当時)】



発達支援連絡会、DV防止連絡会、民生委員・主任児童委員総会、自殺対策会議等男女協働部署又は子ども部署が構成員として関わる会議は行政の中で相当数に及ぶ。

こうした関係機関会議の場でLGBTにかかる問題状況を議題にし、意見交換を行うことは、庁内及び地域におけるLGBTにかかる差別解消及び理解啓発を確実に進めることになる。

5 担当者変更その先へ—文京区の条例制定後の取組

こうして、条例制定後の主な取組について紹介を行ってきた。条例を制定する意義は、こうした具体的施策展開を総合的かつ継続的に行っていく根拠をもつことである。長と議会とで制定したオール文京区としての意思表示がなされた条例のもとで施策展開ができるのであり、また自治体にそうした義務付けを行ったということである。

それゆえ、担当者が変わろうともその根拠と義務付けが引き継がれていくのである。

文京区においては、筆者が退職した後もLGBT施策は引き継がれている。

現在の施策展開として文京区のHPには以下の項目が挙げられている。²¹

【図表4—9 文京区ホームページ】

SOGI(性的指向と性自認)	
	更新日 2018年01月05日
文京SOGIにじいるサロン	
文京区職員・教職員のための性自認及び性的指向に関する対応指針を策定しました。	
文京SOGIにじいる映画会	
文京SOGIにじいる講座	

6 まとめ（おわりに・展望）

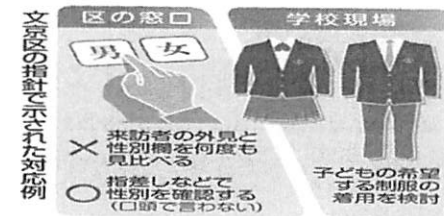
これまで行政とLGBTというテーマ射程において、行政がよって立つべき、法の支配・法律による行政の原理の下で施策展開を行っていくことの重要性及び実際の施策展開について論じてきた。長、議会そして住民に対する法的拘束力を有する条例を制定し、その条例を根拠に各種政策を「住民の福祉増進」（地方自治法1条の2）の目的の下に具体化していくことは、行政の在り方・行政運営の在るべき姿であり王道である。

行政の取組を分析する場合には、①行政としての組織や制度と②行政を担っている自治体職員の個々の意欲・知識・知見の分析との双方の分析がともに必要となる。

確かに、残されている課題や取組の方向性等の見解がぶつかっている論点も未だ数多く存在する。しかし、この章で紹介した思考の筋道や具体的施策は、特定の自治体だから実現できたものではなく、どの自治体においても更に形を変えて施策展開していくことが可能である。行政に求められるのは、個々人が安全で安心に日常生活を送っていくために今どこに社会的障壁があるのかについて調査分析し、個々人一人ひとりの意見に声を傾け、その声を拾い、施策に結び付けていくことができるかということである。全国津々浦々、地域で生きづらさを抱えている人達に希望を届けたい。

筆者は、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成30年東京都条例第93号。平成30年10月15日公布）」の制定に関

21 東京新聞2017年1月29日朝刊では次のように取り上げられている。「LGBT嫌な思いさせない」「文京区が職員・教員に対応指針」



しても、学識意見聴取者として関わった。また「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例（鎌倉市条例第32号。平成31年4月1日施行）」の制定に関しても鎌倉市共生社会推進検討委員会の会長として関わった。こうした条例が制定され、さらにその後の具体的な施策が展開されていることに期待している。

こうして各地域でLGBTにかかる諸問題に対して行政が法的土台作りを行っていくことがその地域での人々の生きやすさに繋がっていくのである。

最後に、筆者が講演を行う際に受講者等に示す五つの問題提起について、掲載して本論稿を終わりたい。

- (1) 一人ひとりの住民が、安全で安心にその地域で生きていけるためにはどのような環境（物理的・心理的）が必要なのでしょうか。
- (2) 行政（保育園・幼・小・中学校等含む。）は、地域住民（クラス）の一人ひとりの安全安心に対して何をしていく責務・義務を負っているのでしょうか。

（社会契約論、信託論について学んできましたか）

- (3) LGBTの諸問題は行政課題の中でどのような位置付けがなされるべき問題なのでしょうか。

（最高法規である憲法に遡って考えてみましょう。）

- (4) 自助・共助・公助という概念整理がされますが、これまでいじめや虐待やDV等を受けて生きづらさを抱えてきた人たちに対して、自助・共助論が強調されすぎてきたのではないのでしょうか。みんなで理解を深めましょうというような抽象的理念提示で満足してしまい、具体論に結びつけてこなかったのではないのでしょうか。

- (5) 【今掘り下げる】鈴木試論（特に差別禁止・解消に関しての行政への提言）

ア いじめ・虐待等の差別を差別と言えない環境を作ってはいけない（制度論）。

イ 差別を差別と認識できなかった当事者のこれまでの感情に寄り添う工夫が必要。

ウ 差別問題に取り組む場合に加害者側からの苦情等に毅然と対処する必要（クレーム・ヘイト対策）。

(ア) 被害者の言い分を個別化して排除する手法をとってはいけない。

(イ) 自らの先行行為を矮小化して、被害者の訴えを自分への攻撃として喧嘩両成敗に持ち込む手法にだまされてはいけない。

(ウ) 被害者の訴えを感情的・行き過ぎた加害者への攻撃であるとして排斥する手法をとってはいけない。

こうした手法（ア～ウ）がよくとられ、その対処が必要

（故意者又は加害者教育の試み・認知の歪みへの対処）

こうした問題提起²²を行って議論・意見交換を行っている。

今後、行政がLGBT施策を展開していくときに、是非行政の組織内で議論してほしい視点・論点として上げておく。

もちろん、筆者は、上記を要求するだけではなく、必要があればその議論のキャッチボール相手として喜んで協力したいと考えている。

誰もが、安全で安心に日々の生活を送って行けるよう、現在そして未来の世代の「笑顔」を私達が今創って行こう。

22 LGBTが安心して暮らせる社会実現するための施策展開の論点は、貧困問題、虐待やDV対策論、そして、「家族」論とも深く関係する。夫婦別姓の問題とも関連している。国家に求めるべきものは何なのかとの昔からの論点とも関係し、また、自分という存在はどういう存在なのかという哲学とも関係する問題である。国家と個人の関係論とも関係する。全て論理一貫して筋を通せるものではない。矛盾・衝突する論点も生じよう。しかし、目の前の個人生活の安全・安心のために、そして、私たちの世代だけでなく次の世代のことも考え熟議していく必要がある。

● 第7章担当

石田 若菜

駿河台大学法学部 講師

● 第8章担当

長島 佐恵子

中央大学法学部 教授

● 第9章担当

谷口 洋幸

金沢大学国際基幹教育院 准教授

LGBTをめぐる法と社会

2019年10月31日 初版発行

編著者 谷口 洋幸
発行者 和田 裕

発行所 日本加除出版株式会社

本 社 郵便番号 171-8516
東京都豊島区南長崎3丁目16番6号
TEL (03)3953-5757(代表)
(03)3952-5759(編集)
FAX (03)3953-5772
URL www.kajo.co.jp

営業部 郵便番号 171-8516
東京都豊島区南長崎3丁目16番6号
TEL (03)3953-5642
FAX (03)3953-2061

組版・印刷 (株)亨有堂印刷所 / 製本 藤田製本(株)

落丁本・乱丁本は本社でお取替えいたします。

★定価はカバー等に表示してあります。

© 2019

Printed in Japan

ISBN978-4-8178-4594-8

JCOPY (出版者著作権管理機構 委託出版物)

本書を無断で複製複製(電子化を含む)することは、著作権法上の例外を除き、禁じられています。複製される場合は、そのつど事前に出版者著作権管理機構(JCOPY)の許諾を得てください。
また本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内での利用であっても一切認められておりません。

(JCOPY) HP : <https://www.jcopy.or.jp> e-mail : info@jcopy.or.jp
電話 : 03-5244-5088, FAX : 03-5244-5089